

# 一般社団法人日本生物物理学会 細則

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この細則は、一般社団法人日本生物物理学会（以下「本会」という）定款第四十四条の規定により、定款の施行に必要な事項を定める。

## 第二章 会員

(入会)

**第二条** 本会に正会員として入会を希望する者は、所定の様式に必要事項を記入し、事務局に提出することとする。

2 会員の資格は、細則第五条に定める入会金並びに会費の入金が確認された日に発効する。

(正会員)

**第三条** 正会員は、一般会員、学生会員、シニア会員からなる。

2 学生会員は、高等専門学校、短期大学、大学学部、大学院、大学校等の学生とし、学生資格の喪失時はただちに一般会員への変更手続きを行わなければならない。

3 シニア会員となることを希望する者は、満 65 歳以上で常勤の職についていないことを申込書により申告するものとする。

(名誉会員)

**第四条** 名誉会員は、名誉会員推薦規程に従い、理事会で決定する。

2 名誉会員の推薦規定は、別に定める。

3 本会の正会員が名誉会員となった場合、引続き正会員としての権利を有するものとする。

## 第三章 会費

(入会金及び会費金額)

**第五条** 正会員の入会金及び会費金額は次の通りとする。なお、会費は前納制とする。

入会金	1,000 円
会費年額	一般会員 10,000 円
	学生会員 4,500 円
	シニア会員 4,500 円

(機関会員会費)

**第六条** 機関会員は年額 12,000 円の会費を所定の時期に毎年納めなければならない。

(賛助会員会費)

**第七条** 賛助会員は 1 口 30,000 円の会費 1 口以上を所定の時期に毎年納めなければならない。

## 第四章 代議員及び役員の選出

(選挙管理委員会)

**第八条** 選挙管理委員会は、選挙実施の前年に発足し、本会における次の選挙は選挙管理委員長の責任のもと実施される。

- (1) 細則第九条による代議員選挙
  - (2) 細則第十条による会長候補意向聴取選挙
  - (3) 細則第十一条による理事候補選挙
- 2 選挙管理委員長は会長が理事以外の会員から委嘱する。なお、選挙管理委員長は選挙管理委員を指名する。
- 3 選挙管理委員長は、選挙結果を速やかに理事会並びに当選者に通知し、ホームページ等で正会員に周知する。

(代議員選挙)

**第九条** 定款第五条第3項に定める代議員選挙の方法は、以下の通りとする。

- (1) 代議員は、3名以上の正会員及び各推薦母体が正会員の中から推薦した候補者並びに正会員からの立候補者から、正会員による投票にて選出する。
- (2) (1)号の推薦母体は、各地域、若手、分野別専門委員とする。
- (3) 投票することができるのは、当該年度の会費を完納している正会員とする。
- (4) 信任投票選挙を行う場合は、有効投票数のうち、可とするものが否とするものの数を上回った場合、代議員として選出されたものとする。

(会長候補意向聴取選挙)

**第十条** 会長候補者は、代議員から推薦された候補者の中から理事会の決議によって3名選出される。

- 2 選挙管理委員会は、各候補者の略歴や本会との関わりについて正会員に周知し、意向聴取選挙を行なうことができる。
- 3 臨時社員総会にて、得票数の一番多い会長候補者を理事候補として代議員が選出する。

(理事候補選挙)

**第十一条** 理事候補は原則17名とし、以下の手続きにより選出する。

1. 第十条に定める会長候補意向聴取選挙にて選出された会長候補が副会長候補、庶務担当理事候補として2名の理事候補を指名する。
  2. 臨時社員総会にて、第九条の定めにより選出された新代議員の中から1名の副会長候補と10名の理事候補を代議員が選出する。
  3. 臨時社員総会にて、既に選出された13名の分野・地域・年齢・性別等を考慮して、計3名の理事候補を理事会及び代議員が選出する。
- 2 第1項の規定にかかわらず、理事会は、特に必要と認めた場合は、前項で選出した理事候補に加え、定款第十九条に定める数になる範囲で、理事候補を追加推薦することができる。原則として、理事会は、第1項の理事候補を決定する臨時社員総会までに、追加推薦する候補の氏名と推薦理由を書面で代議員に明示しなければならない。緊急の場合は、当該臨時社員総会から理事を決定する定時社員総会までの間に、新たな理事候補の氏名および推薦理由を書面で代議員に明示しなければならない。ただし、追加推薦は1回に限ることとする。

(監事候補の選出)

**第十二条** 理事会は、正会員の中から監事候補を選定する。

(理事及び監事の選任)

**第十三条** 第十条、第十一条及び第十二条にて選出された理事候補及び監事候補は、定時社員総会にて承認された場合、理事及び監事として選任され、定時社員総会締結後直ちに就任する。

(会長及び副会長の選任)

**第十四条** 定時社員総会締結後最初に開催される理事会にて、会長候補理事を会長に選任する。会長候補理事を会長に選任することに対し疑義が提出された場合、慎重な合議により理事の中から会長を選任する。会長選任後、会長は直ちに副会長候補理事を副会長に任命する。

## 第五章 会誌等刊行物

(学会誌)

**第十五条** 本会は、会員から納入された会費（購読料を含む）により和文学会誌「生物物理」を年6回刊行する。「生物物理」は電子出版とする。ただし、希望する正会員には印刷実費相当分で冊子体を頒布する。

(論文誌)

**第十六条** 本会は、英文論文誌「Biophysics and Physicobiology」を刊行する。「Biophysics and Physicobiology」は電子出版とする。

(刊行物の規定)

**第十七条** 本会の刊行物への投稿規定並びに刊行の詳細については別に定める。

(その他の刊行物)

**第十八条** 「生物物理」「Biophysics and Physicobiology」以外の刊行物の刊行については、理事会の議決を経なければならない。

## 第六章 学術集会

(年次大会)

**第十九条** 本会は、年次大会（以下「年会」という）等の会合を企画開催し、会員に研究発表及びそれらに関する討議を行なう機会を提供する。

- 2 年会開催候補地及び年会実行委員長候補者の選定は理事会で行なう。
- 3 年会の運営費にあてるため、参加費を徴収することができる。

## 第七章 委員会

(委員会)

**第二十条** 本会に、以下の委員会を置く。委員会に関する規定は別に定める。

- (1) 年会実行委員会
- (2) 出版委員会
- (3) 男女共同参画・若手問題検討委員会

- (4) 会誌編集委員会
  - (5) Biophysics and Physicobiology 編集委員会
  - (6) ウェブサイト編集委員会
  - (7) 分野別専門委員会
  - (8) その他理事会で必要と認める委員会
- 2 委員会委員長は、理事会にその所轄する事項につき報告しなければならない。

## 第八章 細則の変更

(改廃)

**第二十一条** 本細則を変更する場合は理事会の承認を得なければならない。ただし、会費金額の変更は社員総会の承認を得なければならない。

(補足)

**第二十二条** この細則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

## 第九章 附則

**第二十三条** 本細則は平成 26 年 1 月 6 日よりこれを実施する。

平成 27 年 2 月 28 日 一部変更

平成 27 年 9 月 13 日 一部変更

令和 2 年 9 月 5 日 一部変更